

## 一般事業主行動計画

所定外労働の削減（特に管理部門）について、その成果を図る為に引続き毎月第1土曜日をノー残業デーに設定し、所定の時間内に仕事が終了するように、業務についても工夫・改善を行い、その目的を完遂し時間外労働の削減を実施する。

（平成28年3月より実施する）

計画期間 平成28年2月29日～平成32年2月29日

上記のために、

- 1、 管理部門についてパート社員の採用
- 2、 業務改善のためのマニュアルの作成

を行う。

平成28年2月29日

ビル環境熊本株式会社

代表取締役 菅原 幸治